

令和 年 月 日

指定介護支援事業所
ライフの学校 居宅介護支援センター 上飯田キャンパス
重要事項説明書

**当事業所は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 第0475302360号)**

当事業所はご利用者に対して、居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスのご利用は、要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。なお、要介護認定を受けずに、ご利用になる場合には、速やかに介護認定を受けていただきます。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ライフの学校
- (2) 法人所在地 仙台市若林区上飯田字天神1番地1
- (3) 電話番号 022-289-8555
- (4) 代表者氏名 理事長 田 中 伸 弥
- (5) 設立年月日 平成19年2月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成27年4月1日指定
- (2) 運営方針・目的
 - 運営方針 ご利用者の心身の特性を踏まえつつ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、ご利用者の意向を尊重し、公正かつ適切なサービスが提供されるよう配慮します。

○目 的 ご契約者(ご利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

- (3) 事業所の名称 ライフの学校 居宅介護支援センター 上飯田キャンパス
- (4) 事業所の所在地 宮城県仙台市若林区上飯田1-22-23 サンハイツ横堀101
- (5) 電話番号 022-369-3752 FAX番号 022-369-3753
- (6) 併設事業

当事業所では次の介護保険事業を併設して実施しています。

[指定介護老人福祉施設]

[指定(予防)短期入所生活介護]

[指定地域密着型通所介護、通所介護型サービス]

- (7) 管理者 氏名 小 丸 直 己
- (8) 交通の便 仙台市営バス「上飯田3丁目」徒歩1分
- (9) 当施設の運営理念

私達は、パートナー(ご利用者)の・「普通の暮らし」の継続を支援します。

・自己実現のために行動します。

・尊厳を大切にします。

- (10) 開設年月日 平成27年4月1日

- (11) 通常の事業の実施地域

仙台市・名取市・岩沼市・富谷市・多賀城市・利府町・塩釜市・七ヶ浜町の全域(それ以外の地域については相談に応じます。)

(12) 営業日及び受付時間

営 業 日	月曜日～金曜日(祝祭日を含む)
休 日	土曜日、日曜日、12月31日～1月3日
営 業 時 間	午前9時00分 ～ 午後5時30分

24時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算
1. 管理者	1名以上
2. 主任介護支援専門員	1名以上
3. 介護支援専門員	3名以上
4. 事務員	適当数(兼務)

※常勤換算...職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当事業所における常勤職員の所定の勤務時間数(週40時間)で除した数です。

4. 居宅介護支援の内容、流れ

○介護支援専門員は、ご利用者が指定居宅サービス等の適切な利用ができるよう、ご利用者やご家族の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、希望を勘案し、居宅サービス計画を作成し、各事業所との連絡調整を行います。またご利用者やご家族が介護保険施設等の利用を希望される場合、情報提供等その他便宜を図ります。

○前述の居宅サービス計画作成に当たっては、ご利用者やご家族と相談のうえ、課題分析し原案を作成します。その後、サービス担当者会議を開催し内容の検討を行い、ご利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画書を交付します。指定居宅サービスの開始後も、月に1回以上の定期的な訪問によりご利用者の状況や居宅サービス計画の実施状況について確認を行います。必要時には再度課題分析を行い、居宅サービス計画の見直しを行います。

(ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとします。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。)

○居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行います。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。

○居宅介護支援はご利用者やご家族の申し出により、いつでも終了することができます。

5. 利用料金

〔居宅介護支援費〕(1月あたり)

	要介護1・2	要介護度3・4・5
居宅介護支援費(Ⅰ) 取り扱い件数45件未満	11,316円	14,703円
居宅介護支援費(Ⅱ) 取り扱い件数45件以上60件未満	5,668円	7,336円
居宅介護支援費(Ⅲ) 取り扱い件数60件以上	3,397円	4,397円

〔加算〕

特定事業所体制加算Ⅱ・・・・・・・・・・4,387円
 初回加算・・・・・・・・・・3,126円
 入院時情報連携加算(Ⅰ)・・・・・・・・・・2,605円
 入院時情報連携加算(Ⅱ)・・・・・・・・・・2,084円
 退院・退所加算(カンファレンス参加無)・・・・・・連携1回4,689円・連携2回 6,252円
 退院・退所加算(カンファレンス参加有)・・連携1回6,252円・連携2回7,815円・連携3回 9,378円
 緊急時等居宅カンファレンス加算・・・・・・・・・・2,084円
 ターミナルケアマネジメント加算・・・・・・・・・・4,168円
 通院時情報連携加算・・・・・・・・・・521円
 上記につきましては厚生労働大臣が定めた基準によるものとなります。
 介護報酬が改定となった場合、改定後利用料が適用となります。

〔その他〕

- ・通常の実施地域を超えて行う支援に要した交通費につきましては、実費相当額をお支払いいただく場合があります。
- ・記録物等の複写物を交付する際には1枚につき10円お支払いいただく場合があります。

6. 緊急時の対応方法

○事故発生時

ご利用者のご家族、市町村に対して連絡を行うなどの必要な措置を行い、賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害賠償を行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付迅速に対応します。

- 苦情受付窓口 〈職名〉管理者 小丸直己
 - 苦情解決責任者 〈職名〉統括施設長 田中伸弥
- また、苦情受付ボックス(ご意見箱)をライフの学校 特別養護老人ホーム 萩の風キャンパス 1階エントランス付近に設置しております。
- 受付時間
毎週 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(ただし、祝祭日と12月30日～1月3日は除きます。)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市役所健康福祉局 介護事業支援課 居宅サービス指導係	所在地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 電話番号 022-214-8192 受付時間 9:00～17:00
仙台市若林区役所 保健福祉センター 障害高齢課 介護保険係	所在地 仙台市若林区保春院前丁3-1 電話番号 022-282-1111 受付時間 9:00～17:00
仙台市青葉区役所 障害高齢課 介護保険係	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目5-1 電話番号 022-225-7211 受付時間 9:00～17:00
仙台市宮城野区役所 障害高齢課 介護保険係	所在地 仙台市宮城野区五輪2丁目12-35 電話番号 022-291-2111 受付時間 9:00～17:00
仙台市泉区役所 障害高齢課 介護保険係	所在地 仙台市泉区泉中央2-1-1 電話番号 022-372-3111 受付時間 9:00～17:00
仙台市太白区役所 障害高齢課 介護保険係	所在地 仙台市太白区長町南3丁目1-15 電話番号 022-247-1111 受付時間 9:00～17:00
宮城県 国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号 022-222-7700 受付時間 9:00～17:00
宮城県社会福祉協議会 『運営適正化委員会』	所在地 仙台市青葉区本町3丁目7-4 電話番号 022-225-8476 受付時間 9:00～17:00

※その他、お住まいの各市区町村の介護保険担当課にご相談ください。

8. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回以上)
- ご利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備(委員会及び指針の整備、担当者の設置)
- その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9. 業務継続に向けた取り組み

- 感染症や自然災害が発生した場合にあっても、ご利用者が継続してサービス提供を受けることができるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修を実施します。

10. ハラスメント対策の取り組み

- ハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、従業者に対するハラスメント指針の周知、啓発、従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制整備、その他ハラスメント防止のための措置を講ずるなど、対策に取り組めます。

「個人情報の使用等に係る説明」

以下に定める条件の通り、ライフの学校 居宅介護支援センター 上飯田キャンパスは、ご利用者及び身元引受人、ご家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲で使用、提供、または収集することをお約束致します。

1. 利用期間

居宅介護支援に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) ご利用者に関わる居宅サービス計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (2) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (3) ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- (4) ご利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- (5) 行政からの求めに応じるとき。
- (6) その他サービス提供で必要な場合。
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は決して利用しない。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

4. ご利用者の肖像権及び、事業所内における他ご利用者及びご家族、関連事業所等との関係

- (1) 当事業所においてはその性格上、他ご利用者のご家族、見学者、関連事業所等の施設への出入りがあります。
- (2) 当法人では、広報誌、ホームページにて、ご利用者の日常の様子を関係方面にお知らせしております。その場合、ご利用者の写真を掲載させていただく場合があります。

社会福祉法人ライフの学校
理事長 田中 伸弥

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項・個人情報の使用に係わる説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住所 宮城県仙台市若林区上飯田字天神1番地1
事業者名 社会福祉法人 ライフの学校
代表者氏名 田 中 伸 弥

<説明者>

ライフの学校 居宅介護支援センター 上飯田キャンパス

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項・介護保険給付外サービス利用・個人情報の使用に係わる説明事項を受け、居宅介護支援の提供開始に同意致します。

<ご利用者>

ご利用者住所

氏名 印

身元保証人住所

氏名 印

(契約者との続柄)